

令和6年3月29日

第10回総会議事録

長岡市農業委員会

第 10 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 29 日（金曜日） 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 まちなかキャンパス長岡 5 階 交流ルーム
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 令和 5 年度長岡市農業委員会の事業報告
 - 日程第 3 議案第 48 号 令和 6 年度長岡市農業委員会の事業計画について
議案第 49 号 令和 6 年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等について
議案第 50 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 51 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 52 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 54 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 4 報告第 9 号 農地法の届出通知等について
報告第 10 号 非農地判断について
報告第 11 号 長岡市農業委員会公印規程の一部改正について
- 4 出席委員 (22 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (2 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、
主事 吉澤 あゆみ

開 会（午前 10 時 00 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催させていただきます。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いたします。

議長 (あいさつ)

これより第 10 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めま

す。

山田事務局長 本日、欠席の連絡はいただいておりません。出席委員数は農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号20番、多田好一委員、21番、鳥羽若一委員を指名いたします。

日程第 2 令和5年度長岡市農業委員会の事業報告

議長 日程第2、令和5年度長岡市農業委員会の事業報告について、事務局の報告を求めます。

小川次長 それでは、事業報告をさせていただきます。

議案書の2ページから9ページまでをご覧ください。令和5年3月から令和6年2月までの事業報告となります。初めに、2ページから3ページまでは総会の開催状況となります。3ページの2月29日、第9回の農業委員会総会まで計13回の総会を開催し、議案審議をいただきました。

続いて、3ページ下段から4ページ中段に、運営委員会を3月、4月、9月、10月、12月、2月に開催しております。

続いて、4ページ中段に、3、検討委員会の開催状況を、2月に養殖池等の転用許可について方針を説明し、協議を行いました。

4ページ中下段、全員協議会の開催状況については、9月、11月の2回開催しており、9月には併せてコンプライアンス研修を開催しています。

続いて、4ページ下段、意見書については、10月31日に運営委員7名で市長と市議会議長に提出いたしました。

6、会議・研修会等の状況については、5ページから6ページ中段にかけて記載してございますので、ご確認ください。

6ページ下段、7、先進地視察研修については、委員改選の年であったことから開催せず、アンケートを実施し、要望のあった農地法関係研修会を1月に希望者を対象として開催しました。

めくっていただきまして、7ページ以降は事務の実施状況となります。7ページには、農地法に基づく申請の処理や相続の届出、また国有農地

の管理状況と基盤法に基づく利用権設定を掲載しております。

8ページでは、基盤法に基づく所有権移転、中間管理事業による中間管理権設定、中間管理事業による配分計画・利用集積等促進計画について掲載しており、9ページでは、農業者年金事業の状況について掲載しております。

事業報告は以上でございます。

議長

報告事項でございます。

日程第 3 議案第48号 令和6年度長岡市農業委員会の事業計画について

議長

日程第3、議案第48号 令和6年度長岡市農業委員会の事業計画についてを議題といたします。

安達会長職務代理から説明をお願いいたします。

安達会長職務代理者 それでは、令和6年度の事業計画についてご説明いたします。

議案書の11ページから12ページをご覧ください。初めに、事業方針です。現在、我が国の農業をめぐる情勢は、近年の異常気象や人口減による米の消費低下に加え、国際紛争等に伴う資材や燃料の高騰、農業従事者の高齢化や後継者不足など、様々な課題を抱えており、農地等の利用の最適化に向けた取組が急務となっています。

こうした中、当委員会では農地の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、農地中間管理事業など各種の事業を活用し、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となって、目に見える活動を推進してまいります。また、農業関係団体との連携を図り、目標地図の作成、農地の集積や集約化などへの取組を積極的に支援し、農業者の立場に立った相談・指導活動の充実を図ります。

具体的な項目について、要点を申し上げます。

1、総会の開催については、例年どおり毎月1回開催していきます。

2、検討委員会・全員協議会・地域協議会の開催については、先進地視察研修等の各種研修を実施するほか、農業・農政等の諸課題の協議や方針決定のための検討委員会を開催し、方針や情報の共有を図るため、全員協議会を開催してまいります。また、地域の諸課題の解決や情報共有を目的に、地域代表を中心とした地域協議会を定期的に開催してまいります。

また、3、地域相談活動・農地利用集積活動については、関係団体と

の連携を密にし、地域計画策定のための目標地図の作成に取り組むとともに、地域や農家が抱える個々の課題に対し、積極的に相談に応じ、その解決に努めてまいります。

続いて、12ページ、4、農地パトロール・農地利用状況調査及び現地調査等の実施並びに検討についてですが、遊休農地や無断転用防止については、農地対策委員会を中心に各地域協議会単位で農業委員及び農地利用最適化推進委員が協力して、農地パトロールや農地利用状況調査に取り組み、地域の実態把握と優良農地の確保に努めます。

また、担当地域内の違反転用に対しては、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、事案を発見した際には違反者に対し改善を指導するとともに事務局へ報告する。違反者が指導に応じない際には、農地対策委員会を中心に現地調査や是正方針の決定等を行い、適正に業務を遂行してまいります。

なお、市のホームページやパンフレット等を活用しながら、農地の有効活用や違反転用防止の啓発を積極的に行ってまいりたいと思いますので、委員の皆さんも日頃の農地パトロールや農地法の申請に係る現地調査について確実に行っていただくようお願いします。

次に、5、地域が抱える課題の把握と行政機関等への意見の提出についてです。各委員が日頃の活動を通じて感じた地域ごとの課題や意見を聞き取り、意見書として取りまとめ、関係行政機関等へ提出してまいります。

6、農地の賃借料情報の提供についてです。賃借料情報を提供し、地域の農地利用の最適化の推進に寄与してまいります。

このほか、農業委員会の活動は地域によっても様々であり、多岐にわたりますが、農業会議をはじめ、関係機関との協調・連携を密にし、目に見える活動に一丸となって取り組んでまいりますので、よろしく願います。

なお、ただいま国会のほうでは食料・農業・農村基本法の改正が行われている最中だと聞いております。事業方針のほうにもありましたように、食料自給率の向上を目指しながら、国際情勢に伴って農業経営の確立と、あるいは適正価格とはどれくらいだというようなことも検討されると聞いております。関係機関と協力しながら、経営としての成り立つ農業をサポートしていくという役割を農業委員会としてもやっていきたいと思

います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第48号 令和6年度長岡市農業委員会の事業計画についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第49号

令和6年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等について

議長

議案第49号 令和6年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の14ページから16ページをご覧ください。この最適化活動の目標の設定等につきましては、国から通知された農業委員会による最適化活動の推進等について及び農業委員会等に関する法律第37条に基づき、令和6年度の目標を設定するものです。

初めに、14ページの大項目、Ⅰ、農業委員会の状況では、1として農業委員会の現在の体制を、2として農家・農地等の概要について記載してあります。

なお、農家・農地等の概要については、国が公表している農林業センサス、農業構造動態調査、耕地及び作付面積統計及び長岡市農水産政策課による経営体数の集計に基づいて記入した数字で、耕地面積は令和5年度の1万8,100ヘクタールから100ヘクタールの減で1万8,000ヘクタールとなっております。また、経営体数は昨年度の数字を記載していますが、農水産政策課が3月末時点の数字をまとめた後に最新の数字に修正して公表いたします。

次に、15ページから16ページには、大項目Ⅱ、最適化活動の目標について記載してあります。まず、1、最適化活動の成果目標では、(1)、農地の集積として①で現状及び課題を、②で目標を記載してあります。

この目標数値については、令和5年3月29日に改定した農地等の利用の最適化の推進に関する指針に記載されている集積目標を達成するために必要な数値を記載しており、課題については昨年度と変更ありません。集積面積については昨年度の数字を記載していますが、農水産政策課が3月末の集積面積を集計した後に最新の数字に修正して公表いたします。なお、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、長岡市のホームページで確認することができます。

次に、(2)、遊休農地の解消として、①で現状及び課題を、②で目標を記載してあります。現状の面積については、令和5年度に実施した利用状況調査の実績面積が記載されており、課題については昨年度と変更ありません。

16ページに移って(3)、新規参入の促進として①で現状及び課題を、②で目標を記載しております。②、目標の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、令和2年度から令和4年度の農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき権利移動した数値の3か年平均の1割以上の数値を入れることとなっているため、120ヘクタールを目標数値として入れてあります。これは昨年度の目標140ヘクタールと比較して20ヘクタールの減となっており、課題については昨年度と変更ありません。

続いて、2、最適化活動の活動目標では、(1)、推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、昨年度と同様の1人当たり月10日が記載されています。月10日の目標を達成した翌年度からは10日より多い日数の目標を設定することとなっておりますが、令和5年度に月10日を達成する見込みがないため、変更しないものです。

次の(2)、活動強化月間の設定目標については、年3か月以上の最適化活動強化月間を設定することとされていることから、令和6年度は令和5年度と同様に12月から2月の3か月を設定させていただきました。この3か月を設定目標月としている理由としては、農繁期が終了した12月から2月は各地域で各種会合が開かれ、出し手、受け手や町内会、農家組合の役員等と顔を合わせる機会が増えることが見込まれ、また冬場は積雪のため、最適化活動である農地パトロールを行うことが難しいことが予想されるため、各種会合に積極的に参加いただき、情報収集活動をしていただきたいと考え設定しているものです。

最後に、（３）、新規参入相談会への参加目標の目標設定に当たっては、例年農業会議等が年４回開催している新規就農チャレンジフェアに数名の委員から参加いただくよう記載してあり、昨年度と変更ありません。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第49号 令和６年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第50号

農地法第３条の許可申請について

議長

議案第50号 農地法第３条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の18、19ページをご覧ください。

今月の３条許可申請は９件でございます。

１から４番は売買による所有権移転、５から７番は贈与による所有権移転、８、９番は交換による所有権移転であります。

担当委員による現地調査の結果は、いずれも問題なしということです。
農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第50号 農地法第３条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第51号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議長 議案第51号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の21ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域2件、栃尾地域1件の計3件でございます。

1番、神谷の田について、運搬路として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和7年10月17日まで期間を延長し、転用目的を砂利採取用地に変更するものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の4番とも関連しております。

2番、飯塚の田について、工事用仮設ヤード敷地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび事業期間令和6年3月31日までを令和6年9月30日までに期間延長するものであります。

3番、赤谷の田について、店舗建設敷地として農地法第5条許可を受けていた案件ですが、転用目的を田に変更するものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第51号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第52号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第52号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の23、24ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、中之島地域2件、寺泊地域1件、長岡地域2件、越路地域1件、川口地域1件の計7件でございます。

なお、申請のありました5条許可申請につきましては、本庁、支所において3月19日までに現地確認を実施しております。

1番、真野代新田の畑について、分家住宅及びカーポート建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和6年10月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、本家と相互扶助する必要性から、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、寺泊年友の畑について、貸資材置場用地として利用するため、売買による所有権移転をするものです。工期は、令和6年4月1日から令和6年4月30日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、村松町の畑について、貸資材置場及び通路敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和6年5月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、神谷の田について、先ほど説明しました事業計画変更承認申請の1番とも関係している案件です。砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和6年4月18日から令和7年10月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できる

ものであります。

5番、十日町の田について、砂利採取用地として利用するために賃借権を設定するものです。工期は、令和6年4月18日から令和7年10月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

6番、大沼新田の田について、事業用倉庫敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

7番、川口和南津の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和6年5月7日から令和6年10月31日までの計画です。申請地は、川口和南津地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が分家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、ご意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第52号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第53号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第53号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしま

す。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の27ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で261件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が198件、使用貸借権設定が44件、賃借権移転が19件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分については、このたびは767件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が702件、使用貸借権設定が65件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは337件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が314件、使用貸借権設定が23件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いします。

以上、計1,365件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第53号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第54号 農用地利用集積等促進計画案について
議長 議案第54号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の31ページから54ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。

なお、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正によって、当初貸付け時の農用地利用配分計画は農用地利用集積等促進計画に名称が変更されて移転するものです。

このたびは145件の申出があり、内容については、賃借権の移転が123件、使用貸借権の移転が22件となっています。これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第54号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 4 報告第 9 号 農地法の届出通知等について

議長 日程第 4、報告第 9 号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4 条の届出について 5 件を 57 ページに、5 条の届出について 7 件を 58、59 ページに、農地法の適用を受けない事実確認 2 件を 60 ページに、18 条合意解約について 8 件を 61 から 63 ページに、利用権解約について 27 件を 64 から 67 ページに、中間管理権の解約について 21 件を 68 から 71 ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

報告第 10 号 非農地判断について

議長 報告第 10 号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 非農地判断した土地については、議案書の 73 から 113 ページに掲載してあります。これは、利用状況調査で再生利用が困難な農地と判断した農地のうち 1,132 筆を抽出し、所有者に非農地通知をしたものでございます。今後、長岡市資産税課から法務局に地目変更の登記依頼をし、法務局にて順次地目変更登記を進めてまいります。

来年度以降も再生利用が困難な農地につきましては非農地判断を進めてまいります。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

報告第 11 号 長岡市農業委員会公印規程の一部改正について

議長 報告第 11 号 長岡市農業委員会公印規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

小川次長

ご説明申し上げます。

報告第11号 長岡市農業委員会公印規程の一部改正について。本規程は、長岡市農業委員会における公印の管理及び使用等について必要事項を定めたものです。

議案書の115ページから117ページをご覧ください。規程の改正案を新旧対照表方式で掲載してございます。

今回の改正は、市の支所機能の見直しに伴い、南部地域事務所、北部地域事務所において耕作証明書等を発行するに当たり、地域事務所用の公印を設置し、各地域事務所が入る和島、越路の両支所に設置してある公印を廃止とするものです。

改正後の規程は、令和6年4月1日から施行するものであります。

これにより、和島、越路の両支所においては、農地基本台帳や耕作証明の発行を申請する際は、地域事務所で行っていただくこととなります。

また、中之島、山古志、栃尾支所についてはこれまでどおりですが、三島、小国、川口、寺泊、与板の5つの支所については、産業建設課がなくなることから地域振興・市民生活課で申請を行っていただき、相談等については電話等により事務局が対応することとなります。

なお、この5支所の地域を担当している委員の皆様が地域協議会の開催に当たり支所の会議室を借りる際は、地域振興・市民生活課、各地域事務所または事務局へ申し出ただければ対応させていただきます。

説明は以上です。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第10回総会を閉会いたします。

閉 会（午前10時41分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和6年3月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤 佑美	13	出	本田 栄一																		
2	出	土田 米藏	14	出	駒野 亜由美																		
3	出	椎澤 哲也	15	出	西巻 郁夫																		
4	出	櫻井 正広	16	出	千野 俊輔																		
5	出	若井 泰志	17	出	馬場 義昭																		
6	出	諸橋 昇一	18	出	安達 隆幸																		
7	出	馬場 陽子	19	出	坂詰 隆																		
8	欠	青柳 久雄	20	出	多田 好一																		
9	欠	長谷川 惣市	21	出	鳥羽 若一																		
10	出	岩本 一男	22	出	伊丹 なつい																		
11	出	田中 豊	23	出	佐藤 辰也																		
12	出	渡邊 義浩	24	出	中野 明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">22 人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">2 人</td> <td></td> <td></td> <td>多田 好一 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24 人</td> <td></td> <td></td> <td>鳥羽 若一 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	22 人			議事録署名委員	欠席委員	人	2 人			多田 好一 委員		計	24 人			鳥羽 若一 委員
出席委員	人	22 人			議事録署名委員																		
欠席委員	人	2 人			多田 好一 委員																		
	計	24 人			鳥羽 若一 委員																		